

千葉市建築審査会傍聴要領

平成20年3月21日

千葉市建築審査会

1 趣旨

この要領は、千葉市建築審査会の運営に関する要綱第7条の規定に基づき、千葉市建築審査会（以下「審査会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴者の決定等

- (1) 傍聴者の定員は、原則として10人とする。
- (2) 傍聴者の受付は、原則として会議の15分前から開始する。
- (3) 傍聴者の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。ただし、受付開始時間に定員を超える傍聴希望者がいる場合は、傍聴者の抽選を行う。
- (4) 会議が開始された後は、受付を行わない。
- (5) 傍聴者には、傍聴要領及び会議次第を配布する。

3 傍聴者の入室制限

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 危険なものを携帯している者
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会議開催中は、立ち歩かないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないこと。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又ははち巻、腕章等を着用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと。

5 秩序の維持

議長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、退室させることができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。